

# 第 91 代議長事務引継書

令和 2 年 6 月 2 2 日

前市議会議長 大石 伸雄

市議会議長 澁谷 祐介

# 第91代議長事務引継書 目次

はじめに .....	1
1 正副議長の職務について	
(1) 法律及び条例で規定されている職務 .....	4
(2) 正副議長に対する所管事務報告等事前説明（議会の代表） .....	4
(3) 会合等への出席について（議会の代表） .....	4
① 総論	
② 挨拶・祝辞	
③ 議長交際費を要する会合への出席	
(4) 議長交際（議会の代表） .....	5
① 視察の受け入れ対応	
② 各種表彰受賞者へのお祝い	
③ 姉妹・友好都市との交流	
④ 各種団体などへの年会費	
⑤ 各種団体のあて職	
⑥ 各種団体との交際	
(5) 西宮市議会BCP及び西宮市議会災害対策支援本部 .....	6
(6) 議会事務局の統括（議会の事務の統理） .....	7
① 目標管理・人事評価	
② 事務局組織体制等の検討	
③ 正副議長と議会事務局の連絡会議・課題の共有	
(7) 市議会議長会等について（議会の代表） .....	8
① 兵庫県市議会議長会・阪神市議会議長会	
② 全国市議会議長会・近畿市議会議長会	
③ 中核市議会議長会	
④ 阪神議長会の議長懇談会	
(8) 議長公用車の運用 .....	9
(9) その他 .....	10
① 引継式及び引継書の公開	
② 議会内での会議への出席	
2 協議が継続されている主な課題について	
(1) 議会運営委員会 .....	11
① 西宮市議会BCP（業務継続計画）の改訂作業	
② 常任委員会の数の適正化について	
③ 委員会室におけるマイク設備について	
④ 常任委員会正副委員長懇談会について	
⑤ 丹波少年自然の家事務組合について	
(2) 広報に関すること（議会運営委員会でも取り扱うもの） .....	12

3	事務の効率化（業務棚卸の実施）について	13
4	政務活動費について	14
5	政治倫理条例について	14
6	議会関係予算について	
	(1) 議会資料閲覧システムの更新について	14
	(2) 本会議場映像機器等について	14
7	議会棟の有効活用等について	
	(1) 議会棟内の各種部屋の配置	14
	(2) 歴代議長の写真展示	14
	(3) 本会議場の積極利用	15
	(4) 子育て世代による傍聴希望者への配慮	15
8	定例記者会見	15
9	常任委員会	
	(1) 施策研究テーマ	15
	(2) 市以外の関係者等との勉強会	16
	(3) 正副委員長との懇談会	16
	(4) 委員会の進捗状況の評価及び管理	16
10	議会運営委員会で協議された事項	
	(1) 議選監査委員のあり方	17
	(2) 議会資料のペーパーレス化	17
	(3) 本会議録及び委員会記録の速報版について	17
	(4) 正副議長が受領した要望書等の議会資料閲覧システムへの掲載について	18
	(5) 本会議における質問方法（一問完結方式）	18
	(6) 対面式質問席での発言について	18
	(7) 毎定例会及び臨時会の開会前、開会後の議員控室への挨拶回りについて	18
	(8) 常勤の特別職の就任・退任挨拶について	18
	(9) 第7回令和2年6月定例会の運営方法について	18
11	その他	
	(1) パソコン通訳	19

## はじめに

令和1年度議長団は、これまでの議会改革路線を継承し議会基本条例の理念に基づき、以下4点の指針に沿って行動した。

1. 議長団の職務について透明化を図り、内外に積極的に発信する
2. 過去の慣例を尊重するも、環境や時勢の変化に照らし、合理的な判断を行う
3. 議会内外の調整は議長団が行い、事務局に過度な負担をかけない
4. 正副議長は常に連携を保ち、議長団は事務局との情報共有化に努める

西宮市議会における議会改革は、平成20年7月16日に開催された第1回議会改革特別委員会（喜田委員長）をスタートとして、課題と進むべき道筋を協議し、平成23年から4年間篠原委員長の下で協議し、平成27年6月11日に施行された「西宮市議会基本条例」として結実されました。そして、①インターネット中継の開始 ②タブレットの導入 ③議会報の改革 ④政務活動費の領収書等のHP公開 ⑤本会議における質問時間の見直し ⑥役選の合理化 ⑦常任委員会運営ガイドライン ⑧選挙期日と議員任期のずれの解消 ⑨市議会BCP策定などの課題が解決されています。しかし、更に新たな課題が出てきているため、これに対応する協議の場を設置することも必要であると考えています。

本市議会においても、任期満了に伴う統一地方選挙が平成31年4月に行われた結果、7名の現職議員が落選し、9名の新人議員が当選され、新議会においては大幅な入れ替えとなり、一層丁寧な議会運営が求められることとなりました。

このような中、令和1年6月18日に大石伸雄が議長に野口あけみが副議長に選任され、6月21日に新旧正副議長事務引継を実施しました。そして1年が経過しました。

この1年間を振り返ると、6月定例会では令和元年度西宮市一般会計補正予算（第1号）が可決されプレミアム付商品券事業経費等が認められました。7月18日に市立西宮高校の1年生40人がバーチャル市議会を体験しました。参加いただいた市長にも質問するなど緊張感の中にも和やかに終わることができました。9月定例会では、「市長の退職手当の特例に関する条例制定の件」が可決され石井市長に限り退職金が支給されないことになりました。また、市の公共施設の使用料を改定する条例17件について当局の説明が十分でなく継続審査となりました。平成31年3月22日に制定された「西宮市議会議員政治倫理条例」が令和元年10月1日に施行されました。令和元年10月3日に、議長が石井登志郎市長のリーダーシップを促す声明「市長のリーダーシップについて」を発表しました。令和元年10月24日に県立西宮今津高校の2年生20人が4回目となるバーチャル市議会を体験しました。議長の進行の下、生徒の質問に議員が熱心に答弁するなど素晴らしい会になりました。令和元年10月26日に開催された「にしのみや市民祭り」において4回目となる「議会体感ツアー」を開催し、正午からの全6回で計316名の市民の方に参加いただきました。これからも市民が議会を身近に感じられるよう取り組んでいきます。令和元年11月23日に、関西学院大学経済学部の上村敏之ゼミと西宮市議会は本会議場で「バーチャル市議会～関学編～」を開催。ゼミ生19名が西宮市の23件の事務事業に対して、研究報告のプレゼンテーションを行い、延べ21人の議員が学生の提案などに対し1事業ごとに講評を行いました。12月定例会では、「学校の体育館における空調設備の整備に関わる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書提出の件」等が可決されました。また、選挙後の6月定例会から12月定例会まで病気のため欠席されていた谷本豊議員におかれては、令和2年1月20日付で市議会議員を辞職され、市議会議員の現員数は40人となりました。3月定例会は、2月19日に令和2年度西宮市施政方針演説が市長からあり、各会派から代表質問が行われました。また、令和2年度西宮市一般会計予算が提案され賛成多数で可決されました。そして、2月末から新型コロナウイルス感染症が日本でも拡大し、3月1日に市内で1例目となる新

型コロナウイルス感染症の感染者が報告され、3月2日に市でBCPが発動されたことを受けて、西宮市議会においても同日「西宮市議会BCP」を発動し、市議会災害対策支援本部を設置しました。支援本部では、市が当面の対応・対策に専念できるよう、3月定例会の日程を変更し、3月3日から3月6日まで休会にするとともに、その間も連日支援本部役員会議（議長、副議長、議会運営委員会委員長・副委員長、各会派の代表者で構成）を開催し、市との情報共有・意見交換を行いました。この間、全議員に対して情報共有のため「本部長報告」を議長が執筆しナイスネットメールで第21報（3月17日付）まで発信しました。また、4月7日に発令された緊急事態宣言を受けて、支援本部では発令期間となる5月6日までに予定していた常任委員会の開催を見送ることとし、人と人の直接接触を減らすことや、3密（密閉・密集・密接）を避ける行動を呼びかけました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、4月24日に臨時会を開催し令和2年度一般会計補正予算（第2号）（①事業者に対する第2次緊急経済対策に要する経費、②PCR検査委託料、③学校園に配備する体温を測定するためのサーモグラフィカメラの購入費）等を可決しました。続いて、4月30日には、令和2年度西宮市一般会計補正予算（第3号）（①一人10万円の特別定額給付金事業経費、②児童手当支給事業経費、③生活困窮者自立支援事業経費、④地域商業活性化対策事業経費、⑤新型コロナウイルス感染症の影響により休館した施設の過年度使用料還付金）が、5月1日には、市税条例の一部を改正する条例がそれぞれ専決されました。

5月22日には二回目の臨時会が開催され、議会からは令和2年6月1日から令和3年3月31日までの期間、議員報酬、期末手当、議選監査委員の報酬を15%削減する議員提出議案①西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例、②特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をそれぞれ提出し、全会一致で可決されました。削減される議員報酬等の総額約6,440万円については、市が設置する新型コロナウイルス感染症対策基金に充て、市民や事業者等への支援に役立てられます。また、市からは、①西宮市新型コロナウイルス感染症対策基金条例、②市長、副市長及び常勤監査委員の給与条例等の一部を改正する条例、③西宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例に関する条例、④令和2年度西宮市一般会計補正予算（第4号）（①新型コロナウイルス感染症対策基金の設置、②衛生用品等の追加購入や避難所等における感染症対策に係る経費、③介護施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業経費、④児童扶養手当支給等事業経費、⑤障害者介護給付等事業経費、⑥児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策の補助金等、⑦地域商業活性化対策事業経費、⑧奨学事業経費、⑨小学校就学奨励助成事業経費、⑩中学校就学奨励助成事業経費、⑪給食管理運営事業経費、⑫予備費、⑬新型コロナウイルス感染症対策の財源とするための、特別職の給与費及び局長級職員の手当の減額）等が全会一致で可決されました。

以上、新型コロナウイルス感染症対応は、在任中では体験したことのない非常に異例な状態になりましたが、議員の皆さんの協力のもと当局を支援し市民の皆さんの安全を守るためにBCP体制を維持することができました。そして緊急事態宣言解除に伴って5月31日に、この体制を解除いたしました。解除後も3密を避ける行動や直接接触の回避などについては維持していかなければなりません。

会派「BCP無所属セッション」が無所属議員4名で令和2年4月8日に結成されました。これで、無所属議員は0となりました。

議会運営に当たっては、冒頭に述べた4項目の指針を旨として、正副議長が常に情報共有し事務局とも常に連携したうえで、議会運営委員会正副委員長とも協議し進めてまいりました。2月後半からは、新型コロナウイルス感染症対策のため市議会BCPを発動し市議会災害対策支援本部を立ち上げ役員会議を連日開催するなど議長（本部長）として異例な状況下での議会運営となりました。5月31日には解除しましたが、まだまだ感染拡大阻止の体制は続けていかなければなりません。

議会事務局の事務に関しては、議長として議会の事務を統理する立場から、仕事の効率性を求めるとともに、仕事量と人員のバランスについても、助言が必要である。また、将来の市議会のあるべき姿を考え議会事務局の人事体制計画を立てていく必要もあると考えます。

以上、議長事務引継に当たっての概要を述べたが、議長職務などの詳細については、別に記すものとしますが、懸案であった「正副議長職責ガイドライン」を発出するまでに至らなかったため、今後の参考となることを願って、以下に私の考えを記述します。

#### 在任中に取り組んだもの

- ・議長会以外の団体からの退会。全市的な団体で会費のないものについては残留する。
- ・議長のあて職について整理
- ・地域団体については公務としての会費を廃止。
- ・公務として参加した会合の挨拶文は議長自ら作成し、議会の PR を盛り込むこと。
- ・正副議長日程の NAIS-NET での管理と情報共有
- ・決裁書類のスピード化→正副議長がそれぞれ決裁後自らが次に持っていく
- ・議長は可能な限り議会に登庁し、当局や事務局の要望（レクや打ち合わせ）に応える
- ・議長室の来客等や会議の記録を総務課前室員がする。秘書業務として日報の作成確認。
- ・団体・市民からの要望書をタブレットに掲載して全議員に情報共有する

#### 今後の課題、取り組むべきと考えるもの

- ・正副議長の職責ガイドラインの作成。（議会改革特別委員会からの積み残し）
- ・議長は副議長経験者の中から選ぶのが良いのではないか
- ・議長の任期は2年を検討（全国議長の報告では4年推奨・近隣他都市で2年任期が増加）別添資料1「全国市議会議長会 議長任期の調査報告」を参照
- ・議長車の運用については現リース期間満了後(新任期開始直後)のことから逆算して今後どのように進めるか。
- ・常任委員会とのかかわり
- ・議会運営委員会とのかかわり
- ・市議会BCPの体制及び今後の在り方
- ・市議会BCPに感染症対応版を作成する必要性について（改訂）
- ・議会事務局の体制整備 将来を見据えた人事を当局と協議する
- ・事務局がかかっている団体からの業務の撤退協議。残っているのは「議員待遇者会」と「日中友好西宮市議会議員連盟」。その他のクラブなどは事務局がかかわりを廃止した。
- ・議長公務の旅費規程の見直し。「議会旅費規程」の創設について。
- ・定例会後の記者会見の在り方（現状は議会事務局発の記者クラブ投げ込みと変わらない）
- ・オンライン会議、テレワークの導入検討
- ・議会図書室の必要性（法律上設置の義務）
- ・歴代議長の写真をかける場所
- ・「丹波少年自然の家」について組合議会での協議を今後どうするか
- ・地域防災計画に市議会災害対策支援本部の位置づけを明記すること
- ・地域防災計画における災対議会担当の位置づけを再検討(災害時の市議会災害対策支援本部の役割との整合)すること
- ・災害時の市に対する議員の要望をシステム上で市に伝達できるように整備すること
- ・市議会の情報発信能力を向上させる検討
- ・次の議員任期が5月1日から始まることとなるので、次任期における議会運営（議会日程や役職改選の時期など）を今任期中に協議しておく必要がある。
- ・市長選挙の時期から、3月定例会の日程を今年度から前倒しする必要があると考える。

## 【 主に正副議長の職務及び役割に係る事項 】

### 1 正副議長の職務について

#### (1) 法律及び条例で規定されている職務

地方自治法で規定されている議長の職務は、①議場の秩序維持（法104、法129）、②議事整理権（法104）、③議会の事務の統理権（法104、法138（5））、④裁決権（法116（1））、⑤議会の代表（統理）権（法104）、⑥委員会への出席発言権（法105）、⑦傍聴人への対応、傍聴規則の制定（法130）があり、常にこれらを念頭に入れ、本会議の議事及び議会運営にあたらなければならない。

また、西宮市議会基本条例第6条では、議長の職務として、西宮市議会委員会条例に定める委員会運営の進捗管理、助言及び改善の勧告、並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行うことが規定されている。

#### (2) 正副議長に対する所管事務報告等事前説明（議会の代表）

以下の点に留意して説明に臨んだ。

- ① 議会の中で、最も早く情報提供されるものであるため、情報に関しては、公正かつ公平性を考慮して取り扱わなければならない。
- ② 議会を代表して議会運営を円滑に進めることを最大の目的としていることから、公正を期すため、緊急の場合を除いて必ず正副議長が揃い、かつ議会事務局長が同席して、説明を受けるものとする。
- ③ 速やかに議会全体に情報を提供しなければならないことから、議会事務局の日程調整に協力し、登庁していない場合も速やかに連絡が取れるよう配慮する。
- ④ 説明を受けた際には、内容については原則各常任委員会での議論に委ねることとし、必要があれば、公正かつ円滑な議会運営の視点をもって当局に対して指摘する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、西宮市議会BCPの発動下において令和2年5月末まで常任委員会の開催が自粛となったため、正副議長が説明を受けた後は、正副委員長及び幹事長への個別説明を原則省略し、全議員への一斉メール送信により報告することとした。

#### (3) 会合等への出席について（議会の代表）

##### ① 総論

正副議長の出席を依頼される各種行事等の数は非常に多く、また多岐にわたっている。そして、正副議長の双方あるいはいずれかが出席することとしている。

これらについて、出欠や随行職員の要否の判断については、これまでの議長事務引継を踏まえて検討を行い、概ね以下のとおり対応することとした。

ア 出欠の判断を行う際には、行事や会議の性質、主催者と議会との関係性を踏まえることとする。後述するが、市全体にかかわらない各種団体の行事等についてはお断りし、祝電などに変える方向にすべきと考える。

イ 職員の随行については、随行先で業務がある場合等、必要な場合に命じることとする。全国市議会議長会など、遠方で開催する会議で職員の随行が不必要と思われるものがある反面、市内で行われる会合等に関しては、職員等の随行がない場合に、個別の情報交換が行いにくいと感じることもあったため、職員と随行の要否を相談する際の参考にされたい。

② 挨拶・祝辞

西宮市議会基本条例施行規程に基づき、議会広報を兼ねた挨拶を行うために、過去の挨拶文や議会事務局が収集した出席する会合の内容、主催団体に関する資料を参考にして出席者本人（正副議長のいずれか）が挨拶文等を作成し、次年度へ継承することとしている。

なお、令和元年度は、挨拶文（原稿）を作成せず対応した事例もあり、また、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になった会合等も多くあったことから、必要に応じて平成30年度以前の資料も参考にされたい。

③ 議長交際費を要する会合への出席

①アに記載のとおり必要と判断した会合については、過去からの慣例にならない、正副議長で分担して出席した。なお、出席者負担金を要する会合への出席者は原則1名とした。更に、市全体にかかわらない各種団体から要請のあった会合については出席を辞退した。

**(4) 議長交際（議会の代表）**

① 視察の受け入れ対応

視察の受け入れ対応については、これまでと同様、議長又は副議長が極力同席し、冒頭の歓迎の挨拶を市の説明を兼ねて行うようにした。

② 各種表彰受賞者へのお祝い

叙勲及び兵庫県功労者表彰の受賞者が、市内在住もしくは市内で活動、または市とかかわりの深い場合は、正副議長名で祝電を送付している。また、慣例的に元市議会議員及び現職議員にお祝いの訪問を行っている。

なお、令和2年春叙勲は、新型コロナウイルスの影響によりお祝いの訪問は行わず、また県の伝達式が中止されたため、受賞者ご本人と相談の上、議長応接室で伝達式を行った。

③ 姉妹・友好都市との交流

ア 国内友好都市

高知県梶原町の町長、町議会議長をはじめ、職員の皆様には頻繁に来西していただき、情報交換の機会になっている。また、鹿児島県奄美市の職員の方々にも、毎年、市民祭りの際にブースを出展いただいている。なお、本市議会から国内友好都市を訪問する機会はなかった。今後も、市長を第一義として市議会に負担がかからない程度にすることが肝要である。

イ 国際友好都市

中国の紹興市において、第3回国際友好都市大会が令和2年5月27日～5月29日に予定されており、市議会代表として市長と共に紹興市を訪問する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期された。また、令和2年度は西宮市・紹興市友好都市提携35周年にあたるため、上記大会に合わせて記念行事が予定されていたが、大会の延期に伴い未定となっている。

国際友好都市との関係は、市長が中心となって行っていくことが一義的なことであり、市議会が直接的にかかわる必要性はないものと考え、今後議長が儀礼的にかかわることは廃止の方向でよいと考える。参考までに付言すると紹興市の議会は日本の地方議会とは制度も体制も異なり、市議会内の日中議連の会員は半数程度であるため議会を代表しているとは決して言えないと考える。

④ 各種団体などへの年会費

市議会で加入していた各種団体の年会費及び議長交際費で支出していた団体活動に対する賛助金については、平成27年度以降、歴代の正副議長により見直しが進められてき

た。加入を継続していた4団体（甲山福祉センター後援会、西宮更生保護協会、西宮市人権・同和教育協議会、全国自治体病院経営都市議会協議会）についても令和元年度末をもって退会することを決め、議会運営委員会に報告した。これにより、市議会議長会（全国・近畿・兵庫・阪神・中核市）を除き、団体への年会費支出は行わないこととなり、本件にかかる整理を一通り終えることができた。また、議会運営委員会では、今後市議会として団体への加入が必要となった際には、同委員会で協議し決定することが確認されている。

なお、各種団体の年会費及び賛助金の見直し経過は、別添資料2「各種団体の年会費等について」のとおりである。

⑤ 各種団体のあて職

慣例的に各種団体から就任依頼がある正副議長のあて職については、前記各種団体への年会費とあわせて一定整理し、その結果、別添資料3「議長のあて職一覧」のとおりとなっている。

⑥ 各種団体との交際

市内の各種団体との交際については、西宮商工会議所や医師会等全市的な団体との総会や新年会などの会合には出席させていただいた。一方で、全市的とは言えない地域連合自治会などの会合は原則お断りし、公務として会費を支出することはなかった。

## (5) 西宮市議会BCP及び西宮市議会災害対策支援本部

令和2年2月27日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置され、3月2日に市でBCPが発動されたことを受けて、市議会においても3月2日に西宮市議会BCPを発動し、「西宮市議会災害対策支援本部」を設置した。

支援本部では、5月31日に市議会BCPが解除されるまでの間に、役員会議を18回、支援本部会議（全体会）を1回開催し、市当局と情報共有・意見交換を行うとともに、3月定例会の休会及び再開、4月・5月の臨時会開催など、様々な事項を協議し対応してきた。

支援本部等で協議・決定した事項や、新型コロナウイルス感染症への対応の詳細については、別添資料4「新型コロナウイルス感染症への対応」のとおりである。

・支援本部の組織

本部長（議長）、副本部長（副議長）、本部役員（議会運営委員会の正副委員長、各会派の代表）、本部員をもって構成する。

本部長において、市長・副市長等との情報共有に努めるとともに、四役会議（議長、副議長、議会運営委員会の正副委員長）を開き、役員会議の開催や協議事項など、支援本部の運営について協議した。

・役員会議

役員会議では、当初3月2日から3月17日までの間は、本部長が概要等をまとめた本部長報告（延べ21報）を作成し、全本部員にメールで情報共有を行った。4月13日の第15回役員会議からは、配付資料及び会議録（速報版）等を議会資料閲覧システム（スマートセッション）に掲載することとした。

・市長・副市長との懇談会

BCP発動中は、ほぼ毎日のように市長または副市長と情報共有しながら協議し、議会の休会や臨時会、専決対応等について非常に有益な結果を残すことが可能となった。

・支援本部4役会議

本部長（議長）、副本部長（副議長）、本部役員のうち議会運営委員会の正副委員長で、当初毎日8時30分から当局の対応や議会における進め方について協議し、議会として一枚岩となって進めることができた。

・市対策本部への意見・要望・質問

市議会BCPで、議員からの意見・要望・質問は、支援本部を通じて行うこととなっているため、本部長（議長）が日ごとに取りまとめ、会派名及び議員名は記載しない形で市対策本部に提出した。また、役員会議でも、市議会として提出する意見・要望を協議し、各会派の合意を得て、3月19日付及び4月15日付で、支援本部から市対策本部に意見・要望書を提出した。なお、上記の意見・要望及び市対策本部からの回答は、議会資料閲覧システム（スマートセッション）に掲載し、全議員に共有している。

・今後の課題

この度の市議会BCPの発動に関しては、市議会BCPそのものがもともと地震などへの対応として設計されたものであるため、感染症に対応したものではなかった。そのため、対応に関しては課題が多数発見されたので、第2波、第3波が懸念されるこの機会に感染症対応BCPを作成する必要がある。

## (6) 議会事務局の統括（議会の事務の統理）

### ① 目標管理・人事評価

毎年4月に、市が実施している目標管理において、議会事務局としての目標設定を行っている。議長が評価者となることから、今年度の目標については、議会事務局長が議長と相談の上、目標を設定しているので、ご確認いただきたい。

また、人事評価についても、議会事務局長及び次長に対しては、議長が評価者となっていることから、人事評価の視点や評価方法については、早期に説明を受けることが望ましい。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、目標管理・人事評価等の実施について、6月に延期されている。

### ② 事務局組織体制等の検討

#### ア 事務局の組織

大川原元議長・大石元副議長において、事務局職員の定数増の条例改正や増員について、市長をはじめ担当部局に依頼をされた。しかしながら、平成28年12月定例会における職員定数条例での審議の状況を鑑み、事務局職員の定数増の条例改正や増員について議会の総意を得ることが難しいと判断され、平成29年2月1日開催の議会運営委員会において、八木元議長より事務局職員の定数増の依頼を一旦取り下げることが提案され了承された。また同時に、議会事務局の職員定数については、今後、議会で協議していただき、その結論をもって議長が対応するという方向がよいのではないかと提案されている。

そして、平成30年度には、田中元議長・澁谷元副議長において、事務局の業務棚卸の取り組みが進められたため、その進捗状況を注視してきた。今後とも、事務局の業務について、注意深く見守っていくとともに、働き方改革の観点から、育児休業の取得に対する業務分担のあり方などの検討の必要があると考える。

イ 次長が新任となったが、総務課長と議事調査課長が経験豊富であるので、この後2年ぐらいは事務局体制は盤石であると考えている。

ウ 議会棟受付業務及び本会議傍聴受付・整理業務の委託

平成31年4月より、議会棟受付業務及び本会議傍聴受付・傍聴整理業務を委託しており、おおむね適確に業務がなされている。

③ 正副議長と議会事務局の連絡会議・課題の共有

ア 本会議議事確認会議

(出席者) 正副議長、議会事務局長、次長、議事調査課長、議事調査課担当係長

(内容) 本会議の進行を確認するため、本会議の前日午後に定例的に開催した。

イ 四役会議

(出席者) 正副議長、議会運営委員会正副委員長、議会事務局長、次長、総務課長、議事調査課長、議事調査課担当係長

(内容) 議会運営委員会における協議事項の調整、進め方を確認するため、議会運営委員会の正副委員長に御協力をいただき、委員会の前日午後に四役会議を定例的に開催した。四役会議を経て、次第書や会議資料を議会事務局が完成させるため、開催時間を早めに設定するなど、修正作業等が職員の超過勤務につながらないよう意を用いた。

ウ 正副議長の次週の予定確認

(出席者) 正副議長、秘書・事務管理チーム

(内容) 毎週末に次週の正副議長の予定公務等について日程確認をすることで、公務の内容確認や情報共有を図っている。ここ数年は週に1度開催されているが、NAIS-NETの日程調整ページを1年間活用した結果、この方法で正副議長が逐次入力することで事務局負担がかなり軽減され、週に1度開催する必要性が薄くなっていると考えている。いずれにしても、打ち合わせ時間が劇的に短縮されており、次期正副議長におかれましても、このシステムを活用されることを期待している。

エ 行事予定 (NAIS-NET) の活用

正副議長の公務については、NAIS-NETの「行事予定 (日程調整)」を活用し、主体的にスケジュールを把握するよう努めているところである。また、正副議長が自身の予定を予め入力できる機能を設け、正副議長がこの機能を活用したことで秘書との調整がスピーディに効率的に行えるようになった。事務局の負担軽減のためにも今後ともぜひ活用すべきである。

(7) 市議会議長会等について (議会の代表)

各市議会議長会の年間の負担金は以下のとおりとなっている。

会議の名称	負担金の額 (年額)
阪神市議会議長会	10万円
兵庫県市議会議長会	16万6千円
近畿市議会議長会	14万5千円
全国市議会議長会	160万1千円
中核市議会議長会	5万円

これらは市の負担であることから、議長会の活動を市政発展のためにさらに活用する努力が求められる。

① 兵庫県市議会議長会・阪神市議会議長会

ア 国・県要望

令和元年度は、本市から提案した要望事項はなかったが、今後も議長会における動向を積極的に情報共有し、本市議会の活動に資するよう議長会の場を活用していただきたい。

イ 知事との懇談会

毎年秋に、知事と本市、及び近隣市の市長、議長との懇談会が開催されており、阪神間に共通する課題について協議されるので活用されたい。

② 全国市議会議長会・近畿市議会議長会

令和2年度は、4月17日付で市議会議員共済会の代議員に就任している。

ア 国への要望

令和元年度は、本市から提案した要望事項はなかったが、今後も議長会における動向を積極的に情報共有し、本市議会の活動に資するよう議長会の場を活用していただきたい。（別添資料5「議長会における要望活動の流れ」を参照）

③ 中核市議会議長会

毎年度、第1回総会において行われる議会報コンクールにおける専門家の講評のうち、本市に対する評価はこれまでも広報委員会において共有されてきたが、当日に口頭でなされる全体に向けた講評やアドバイスについても、共有されるよう努めていただきたい。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、第1回総会が書面会議となったため、主管市議会（松山市）が依頼する審査員による事前審査により最優秀賞・優秀賞・特別賞を決定することとなった。

④ 阪神議長会の議長懇談会

公式の会ではないが、総会などでは話し合えない議長同士の話題を話し合う場として非常に有意義な懇談会であった。阪神議長会の絆を強める意味でも、議長が変わっても2年任期の議長もおられるので今後とも継続していただきたいと考えている。

## (8) 議長公用車の運用

現在、議長公用車を使用した送迎業務は、議会事務局の職員1名が担当しており、当該職員の休暇取得促進や超過勤務の抑制を考慮し、タクシーによる移動も取り入れている。また、将来的には運転委託やハイヤーの借り上げなどを検討する必要があることから、議長公用車の運用については、使用できる時間帯や地域（エリア）の設定など、運用のあり方について整理すべき課題があり、議長公用車の利用を最小限にとどめるようにした。

まずは、自宅から市役所までの通勤利用を控え、市役所から公務会場への移動については、市役所周辺の会場の場合は徒歩によるよう努めたほか、公用車または公共交通機関を利用した。また、議会事務局の職員に負担が集中しないよう、特に休日の公務に際しては、議長公用車のほか、タクシーを使用するなど調整を行った。

今後、議長が単独で移動をする時などで、災害や事故に巻き込まれた場合などの不測の事態を考え、必要な場合は対応手法などを検討していただきたい。

### ■現議長公用車の諸元

【リース期間】平成28年6月1日～令和5年5月31日まで（7年・長期継続契約）

【車 種】トヨタ・ヴェルファイアハイブリッド

【契約金額】 4, 218, 480円 (税込み) (月50, 220円×84回)

【契約相手方】 株式会社 関電L&A

#### ■議長公用車運用について（これまでの引継ぎ事項）

- ① 正副議長も議長公務以外の使用の禁止  
当然のことながら、議長公用車は、議長公務のための移動に限定して使用するものとする。なお、議長公務とは、議会を代表して行う公務である。
- ② 自宅から市議会への通勤には議長公用車の使用を控える  
公私の線引きが難しい場合も想定されることから、原則、自宅と市議会間の移動については、議長就任前の通常の通勤手段を用いることが望ましい。ただし、本会議開催日には地下駐車場の台数不足が課題となっていることから、通勤にも議長公用車を使用することで地下駐車場の議員スペースを1台でも多く確保する。
- ③ 早朝・夜間の利用を控える  
夜間に及ぶ会合に出席した場合、職員の超過勤務抑制の観点から、会場で待たせることのないよう、市内会場から自宅までの帰路に限り、タクシーを利用する。ただし、市内会場から自宅近くの駅まで電車を使用した場合は、電車代を事後に精算する。会場が市外である場合は、鉄道等公共交通機関を利用する。
- ④ 休日の利用は極力控え、合理的な判断をする  
休日の公務については、議長公用車の利用を自宅と公務会場の移動に限定し、公務の前後の用務や公務会場の駐車場所等を考慮して判断する。ただし、公務会場から政治活動や政務活動を含む私用会場への移動については、議長公用車の使用もやむを得ない場合もあるが、私用会場から私用会場への移動については、原則使用しない。
- ⑤ 正副議長の使用を優先する  
正副議長のいずれも議長公用車を使用していない際には、議会事務局が行う議長公務の準備等議会用務での使用を可能とする。
- ⑥ 公務関係者以外の者の同乗の禁止  
議員以外の者は当然のこととして、議員も含めて、正副議長による公務の移動の際に、事務局の随員以外の者が議長公用車に同乗することは、原則不可とする。
- ⑦ 議長公用車が使用できない際には、タクシーを利用する  
議長公務会場への移動に議長公用車が使用できない際には、自家用車の利用を控えてタクシーを利用する。ただし、鉄道やバスの利用が合理的と判断される場合は、それを可能とする。（原則、公務災害を考慮した市の旅費規程に準じ、自家用車は使用しない。）

#### (9) その他

- ① 引継式及び引継書の公開  
議長の事務及び職務については、議場の秩序を保持及び議会を代表することから、議長の職務に支障を来さないためにも事務引継を速やかに行う（概ね就任1週間以内）ことが望ましい。また、引継書の公開についても、引き継ぎ完了後、ホームページにて速やかに行うものとする。
- ② 議会内での会議への出席  
新任期から「広報委員会」が設置されたため、副議長にオブザーバーとして出席していただき、必要に応じて情報共有を図った。また、副議長には併せて「市民祭り・議会体感ツアー実行委員会」の委員長として取りまとめを行っていただいた。

## 2 協議が継続されている主な課題について

### (1) 議会運営委員会

#### ① 西宮市議会BCP（業務継続計画）の改訂作業

現行の西宮市議会BCPについては、災害対策支援本部と議会運営委員会との関係や、感染症等への対応についての「発災時の議会行動マニュアル」が策定されていないことなどにより、一旦は令和2年5月末を目途に議会運営委員会で改訂作業を進めることとされた。しかし、令和2年4月の議会運営委員会において、議会運営委員会委員長から、緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束に目途がつかない現段階で改訂作業を進めることは時期尚早ではないかとの問題提起があった。

本件は、改選後の議会運営委員会で改めて改訂作業の時期並びに改訂作業の場及びそれに関わる議員の選出方法について協議することとなっている。

#### ② 常任委員会の数の適正化について

提案会派（会派・ぜんしん）から、5常任委員会と4常任委員会ではそれぞれ長所、短所があると考えられるが、5常任委員会での運用を1期4年間経たことから、改めて検証してもらいたい旨の提案があった。

令和2年6月定例会の初日に条例を提案、議決することも可能であることを踏まえ、それまでに議会として一定の方針を固めるよう協議を進めてきたが、意見が拮抗しており、4常任委員会を主張する会派から、「議論が錯綜し、意見も大きく分かれており、もう少しいろいろな議論を継続していく余地はある。一旦保留という形にもっていくのが良いのではないか。」、「新型コロナウイルス感染症のことは全く予測できなかったわけで、直ちに次の6月定例会からというのは現実的ではないと思う。」などの意見が出される一方、5常任委員会を主張する会派の中からも、「4から5になった際のいろいろな問題をどう解決していけるのか、もう少し議論すべき。」との意見があった。

本件は、改選後の議会運営委員会で、改めて常任委員会の数について協議することとし、令和2年度も5常任委員会の構成とすることとなっている。

#### ③ 委員会室におけるマイク設備について

各委員会室へのマイク設備の導入については、事務局において、令和2年3月末までに近隣の中核市や阪神間の導入例や導入費用を記載した資料を作成し、検討することとなっていたが、当局が、新型コロナウイルス感染症対策のため、新規事業、執行体制の見直しに着手していることもあり、新規、補正予算を伴う本件に関しては、一旦議論を凍結することとなった。

本件は、当面、必要とする委員もしくは委員会に合わせて試行運用（アンプスピーカーとマイク8本を使用）を継続的に進めることとし、令和3年度の議会予算を協議するタイミング（令和2年11月頃）に議論を先送りすることとなっている。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、マイクの受け渡しを行わない形での使用に留意していただきたい。

#### ④ 常任委員会正副委員長懇談会について

##### ア 視察における受入費用について

懇談会において、委員会視察の受入先によっては、受入費用（負担金、需用費など）等が必要となることがあるが、その取り扱いを検討すべきではないかとの問題提起があった。令和2年度については、具体的な事例が生じた場合、既決予算の範囲内で対応が可能であれば、議会運営委員会に諮り、受入費用等として、執行することを協議することとなった。

本件は、令和3年度議会関係予算協議の際に、改めて予算計上について協議することとなっている。

#### イ 近接地への管外視察の範囲について

懇談会において、近接地での管外視察の単発開催は、視察報告書などを通常の管外視察の取り扱いとしなくてもいいのではないかとの問題提起があった。当面は、宿泊を伴わない近接地（大阪市・神戸市・尼崎市・芦屋市・伊丹市・宝塚市）での管外視察については、当該委員会で諮り、視察報告書等は管内視察と同様の取り扱いとすることができるようにすることとなった。

しかし、近接地の範囲については、職員等の旅費に関する条例施行規則で定める日当額が支給されない地域に準じていることから、議会においては日当が支給されない地域をさらに広げてはどうかとの意見があったため、役職改選後の議会運営委員会で協議することとなっている。

#### ⑤ 丹波少年自然の家事務組合について

令和2年2月13日に開催された丹波少年自然の家事務組合議会定例会の終了後に尼崎市長から、令和4年度末をもって、事務組合からの脱退に向けて構成市町と協議を進めていきたいとの報告があり、このことを受けて、事務組合の副管理者でもある石井市長の提案で、まずは、各市の副市長を構成員とした検討会を設置し、負担金の額が一番高い本市が座長役を務め、今後の事務組合のあり方について各構成市町の議会からの意見も受けながら検討を進めていくこととなっている。

現在、新型コロナウイルス感染症への対応により、検討会の設置を含めて本件の進捗が遅れているが、改めてしかるべき時期に当局からの説明を受けた上で、議会としてどこの場で議論するのがふさわしいかも含め、今後の事務組合のあり方について協議することとなっている。

## (2) 広報に関すること（議会運営委員会で取り扱うもの）

広報広聴特別委員会がなくなったことに伴い、昨年度は同特別委員会の所管事項のうち、議会だよりの編集、ホームページによる広報及び議会の広報（議会運営委員会で取り扱うものを除く）に関することについては、広報委員会が所管することとなった。一方、議会体感ツアー並びに学生等の議会体感については、議会運営委員会で取り扱うこととなった。

議会体感ツアーについては、「市民祭り・議会体感ツアー実行委員会」を立ち上げ、実行委員会の委員長には野口副議長、副委員長には議会運営委員会副委員長の福井議員になっていただいた。

学生等の議会体感については、令和元年度も市立西宮高校及び県立西宮今津高校から依頼があり、議会運営委員会副委員長及び有志の議員に御協力いただき、バーチャル市議会等を行った。（県立西宮今津高校については、校内日程の関係で令和2年度は中止。）

また、関西学院大学経済学部を担当教員からバーチャル市議会（関学編）を実施したいとの依頼があり、議会運営委員会の正副委員長、委員及び有志の議員に御協力いただき、令和元年11月23日（土・祝日）に初開催した。当日は、西宮市の事務事業に対し、19名の学生が研究報告（プレゼンテーション）を行い、1事業ごとに延べ21名の議員が講評を行った。

なお、去る令和2年4月10日の議会運営委員会において、令和2年度の20の候補事務事業を正副議長、本委員会正副委員長、川村議員の5名で選定した旨を報告するとともに、次回の運営等に関して協議を行い、下記のとおり取り扱うこととなった。

#### 【バーチャル市議会（関学編）の次回運営等】

ア 報告事務事業数が約半分となることを受け、学生の1事業あたりの報告時間を、昨年度の12分から18分程度とすること。

イ 開催日までに議員と学生が事前に打ち合わせをする場を設けること。

- ウ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、現在、イベント自粛が行われており、実施する際には、社会情勢を鑑みて実施の可否を判断すること。
- エ 今回は本委員会でも取り扱ったが、次回も本委員会でも取り扱うのかということ並びに詳細な内容については、役職改選後の議会運営委員会で改めて協議すること。

令和2年5月上旬に関西学院大学経済学部の担当教員から、昨年と同様に今の時期から事業担当課へのヒアリングや事業担当課からの情報提供(参考資料、web サイト、URL 等)の準備の調整をお願いしたい旨、議会事務局に連絡があった。

正副議長、議会運営委員会正副委員長において方向性を確認し、同担当教員に対しては、BCP 発動中は、市も通常業務をできるだけ縮小し、新型コロナウイルス感染症の対応に優先して人員等注力しているところであり、当面、事業担当課へのヒアリングや資料などの準備は困難であること、学生には現状市が発信している内容で学習を進めていただきたいこと、今後、スケジュールの見直しも視野に入れ、6月下旬に議会の新体制のもと、進め方を改めて相談させていただきたい旨をお伝えしている。

### 3 事務の効率化（業務棚卸の実施）について

西宮市議会基本条例に規定されている議員の資質向上、議会の機能向上のためには、それをサポートする議会事務局の機能強化は必須である。近年、議会が委員会機能の強化や広報の強化に取り組む中、議会事務局の業務量が増加しており、田中元議長・澁谷元副議長において平成29年10月から30年6月に業務の棚卸が行われたところである。

議会事務局からは、業務改善の経過及び効果について別添資料6「事務の効率化(業務棚卸の実施)～超過勤務等の状況と効果検証(議会事務局)」のとおり報告を受けている。

議会事務局では、業務棚卸の期間やその後も、種々の業務改善に取り組んでおり、令和元年度の超過勤務時間は、前年度比で1,500時間(53.6%)の減、業務棚卸前の平成28年度と比べ1,896時間(59.3%)の減となった。平成30年6月より職員1人が産休・育休に入っていることも考え合わせると、改善が進み、大きな効果が得られていると言える。

今後も、業務の改善や効率化には、継続的に取り組むことが必要である。

## 【 主に議会事務局総務課にかかわる事項 】

### 4 政務活動費について

令和元年度における政務活動費は、旧任期分（平成31年4月1日～令和元年6月10日）及び新任期分（令和元年6月11日～令和2年3月31日）の精算については、全議員から収支報告書の提出期限内に提出があった。なお、提出期限に遅れる議員がいた場合は、議長が注意し、議会運営委員会で氏名等を報告している。

収支報告書等の公開開始日は、市民から「できる限り早く公開すべき」との意見もあることから、公開開始日の前倒しに努めているところである。

### 5 政治倫理条例について

平成31年3月22日に、議員提出議案で「西宮市議会議員政治倫理条例」が制定され、令和元年10月1日に施行された。併せて、条例施行に際して必要となる施行規程、施行要領、参考様式についても令和元年5月の議会運営委員会で確認され、10月1日から施行・適用されている。また、令和2年度は、審査会の委員に対する報償費として、31万円（報償費1日1万2,400円×5人×5回開催）を予算計上している。

### 6 議会関係予算について

#### (1) 議会資料閲覧システムの更新について

現在使用している議会資料閲覧システム「スマートセッション（自庁設置型）」及び「サイドボックス」は令和2年9月30日で契約期間が満了するため、議会運営委員会で協議し、更新に際してシステム構成を見直し、スマートセッション（クラウド）に一本化することとなっている。スマートセッション（クラウド）は、令和2年7月1日付で契約し、データ移行作業等を議会事務局で行った上で、議会資料は8月上旬～中旬に新システムに移行できるよう進めている。

#### (2) 本会議場映像機器等について

本会議インターネット中継に用いている本会議場映像機器等（ビデオカメラ、大型モニター、調整機器など）が令和2年7月31日で契約期間が満了するため、議会運営委員会で協議し、リースアップ後は機器一式を買い上げ、別途、保守契約の締結及び修繕料を計上し、使用することとしている。

### 7 議会棟の有効活用等について

#### (1) 議会棟内の各種部屋の配置

近年開催されている連合審査会の折には、適した広さの委員会室がないなどの課題が生じており、図書室、各委員会室、会議室や2階の議員談話室・議員待遇者控室など、議会棟内の各種部屋の配置について検討する必要がある旨、歴代の議長ごとに引き継ぎが行われているが、課題が多く、議会運営委員会において常任委員会の適正な数についても協議されていることから、それらの結果も踏まえて全体配置を検討する必要がある。

#### (2) 歴代議長の写真展示

歴代議長の写真を全員協議会室に展示しているが、展示スペースが残り少なくなってきたり、かつ、全員協議会室内には第1会議室が設置されていることから、展示されている写

真が見えづらくなっており、展示場所について検討する必要性が生じている。今後、他市の状況も踏まえた上で、持続性のある新たな展示方法について検討する必要がある。

### (3) 本会議場の積極利用

市民に市政への関心を高めてもらうことを目的とした「西宮市議会本会議場の使用に関する要綱」を運用していることから、今後、積極的な広報が望まれる。

### (4) 子育て世代による傍聴希望者への配慮

乳幼児を連れた委員会傍聴希望者には、過去にD・E応接室を使用していただいたことがある。今後も、現状で可能な限り対応していただきたい。

## 【 主に議会事務局議事調査課に係る事項 】

### 8 定例記者会見

定例会終了後の正副議長による記者会見（平成28年3月から試行運用）が、平成30年3月から本格実施となり、「西宮市議会定例記者会見実施要領」（平成30年5月に作成。別添資料7参照）に基づき各定例会の終了日に記者会見を実施した。

記者会見準備に際しては、正副議長及び議会事務局で分担して説明用資料を作成するとともに、各委員会の審査概要等を確認するため、各正副委員長には定例会ごとのヒアリングに御協力いただいた。

また、記者会見当日には、これまで広報広聴特別委員会の正副委員長にも司会役として出席していただいていたが、令和元年6月定例会からは正副議長のみで実施している。

### 9 常任委員会

#### (1) 施策研究テーマ

令和元年度は、各常任委員会において下記の施策研究テーマについて調査・研究が行われ、令和2年5月末までに報告書を取りまとめの上、当局に提言が行われた。

- ① 総務常任委員会
  - ・ 西宮市行政経営改革について
- ② 民生常任委員会
  - ・ 食肉センターの課題と展望について
  - ・ ごみの減量化について
- ③ 健康福祉常任委員会
  - ・ 地域包括ケアシステムを支える担い手について
  - ・ 介護予防施策における参加率向上について
- ④ 教育こども常任委員会
  - ・ 不登校対策について
  - ・ ICT教育について
- ⑤ 建設常任委員会
  - ・ 交通弱者の移動手段の拡充について

## (2) 市以外の関係者等との勉強会

議案審査、施策研究テーマの参考とするため、常任委員会メンバーにより市以外の関係者等を招いて、次のとおり勉強会が開催された。

### ① 健康福祉常任委員会

- ・ 障害への理解促進に関する取り組みについての勉強会  
(日 時) 令和2年1月29日  
(出席者) 健康福祉常任委員7名、当局2名、西宮市社会福祉協議会

### ② 建設常任委員会

- ・ 市内の自転車の交通安全についての勉強会  
(日 時) 令和2年2月4日  
(出席者) 建設常任委員8名、当局1名、西宮警察署、甲子園警察署

## (3) 正副委員長との懇談会

常任委員会の運営に関する課題の整理や情報共有を行うため、令和2年1月14日に正副議長と常任委員会の正副委員長との懇談会（以下「懇談会」という。）が開催され、下記の事項について意見交換が行われた。

### ① 正副委員長から提出された課題

正副委員長から委員会運営の課題事項として下記の項目が提起され、意見交換を行った。下記の項目については懇談会後の議会運営委員会で取り扱いが協議され、令和2年2月の議会運営委員会において、各項目に対する方向性・対応策（別添資料8「常任委員会正副委員長懇談会で提起された課題について」参照）が確認された。

また、視察における受入費用並びに近接地への管外視察の範囲については、課題が残されているため、改めて協議を継続していただく必要がある。前述「2 協議が継続されている主な課題について (1)④常任委員会正副委員長懇談会について」を参照。

#### ア 施策研究テーマについて

- ・ 施策研究テーマの提言について（民生常任委員会・教育こども常任委員会）
- ・ 施策研究テーマの有効性について（教育こども常任委員会）

#### イ 委員会質疑について

- ・ 一問一答について（健康福祉常任委員会・建設常任委員会）
- ・ 関連質問について（総務常任委員会・健康福祉常任委員会）

#### ウ 委員会視察について

- ・ 視察における受入費用について（教育こども常任委員会）
- ・ 近接地での管外視察について（総務常任委員会）

#### エ その他

- ・ 常任委員会運営ガイドラインの検証について（教育こども常任委員会）
- ・ 移動・出張委員会の開催について（総務常任委員会）
- ・ 請願書（意見表明者）の子供の座席位置について（民生常任委員会）

## (4) 委員会の進捗状況の評価及び管理

議長は、議会基本条例、同施行規程にも規定されているように、委員会の進捗状況の客観的評価と管理を行う必要がある。今年度の常任委員会運営ガイドライン見直しにおいても、「開催日時・協議内容なども含め所管事務懇談会の実施主体は正副委員長にあり、当局との

調整等の場としてこれを積極的・主体的に活用するものとする。」ということを追記したところである。議長は、正副委員長が日頃から所管事務懇談会を積極的・主体的に行なっているか、また、施策研究テーマに関する活動状況等の把握に努めていただくとともに、記者会見にかかる正副委員長からのヒアリングの場を活用するなどして、必要な助言を行っていただきたい。

## 10 議会運営委員会で協議された事項

### (1) 議選監査委員のあり方

平成29年6月の地方自治法の一部改正により、平成30年4月から条例で定めることにより議員のうちから監査委員を選任しないことができるようになった。

議選監査委員のあり方は、市の監査機能強化や監査体制のあり方との関係性を持っていることから、当局と一体的に議論していくこととなったが、平成30年7月の議会運営委員会で、当局から、本格的な検討は国のガイドラインなどが示された後に取り組むことになるとの説明を受け、協議を一時中断した。当局から令和元年6月定例会において、内部統制及び監査制度の見直しの方向性についての報告を受け、議選監査委員の取り扱いの協議を再開した。

令和元年11月の議会運営委員会において、下記のとおり取り扱うことが確認されている。

#### 【議選監査委員に関する取扱い】

ア 議選監査委員は1人とする。

イ 議選監査委員は、正副議長、監査委員、議会運営委員会委員長のいずれかに就任したことのある議員又は市議会議員を4期以上務めた議員とする。

ウ 議選監査委員の事実上の任期は2年とする。ただし、1年で辞任することを妨げない。

エ 議選監査委員に就任している間は、決算特別委員会の委員にはならないものとする。

オ 議選監査委員は役選の対象外とする。また、他の議会役職とは兼職しない。

カ 上記アからオは、令和2年6月定例会から令和5年4月30日までの取扱いとし、以降の取扱いについては改選後に協議する。

#### 【議選監査委員の決定方法】

ア 6月定例会初日の1週間前に開催する議会運営委員会において、協議を行う。

イ 自薦・他薦は問わない。

### (2) 議会資料のペーパーレス化

議会資料のペーパーレス化については、平成28年度から、本会議資料、広報広聴特別委員会資料において、また、平成30年9月定例会からは、議会運営委員会資料、常任委員会資料において試行運用を進めていた。平成31年1月の広報広聴特別委員会並びに議会運営委員会において、本格実施について協議されたが、あと1年間、試行運用を行った上で本格実施について協議することとしていた。

令和2年1月の議会運営委員会において、本会議資料については、試行運用してきた内容で本格実施することとなり、議会運営委員会・常任委員会については、議会運営委員会正副委員長からペーパーレス化の内容を一部見直す案（別添資料9「議会資料のペーパーレス化（試行運用中）」の内容）が示され、正副委員長案のとおり、本格実施することとなった。

### (3) 本会議録及び委員会記録の速報版について

校正前の本会議録及び委員会記録を速報版として簡単に閲覧できるよう、ナイスネットに「議会キャビネット」という新しいメニューを設け、業者から納品された整文前の原稿を「速報版」として随時掲載し、議員、当局がパソコン等で自由に閲覧できる仕組みの運用

(別添資料10「本会議録及び委員会記録の速報版について」参照)を令和元年8月から開始した。

#### (4) 正副議長が受領した要望書等の議会資料閲覧システムへの掲載について

市内の団体等から受領した要望書については、これまで、その大半が議長供覧にとどめられていたが、市議会全体に対して要望されているものであることから、令和元年12月から、正副議長が市内団体(公益的な団体)と面談し、議会を代表して受領した要望書と、その他議長が特に必要と認めた要望書については、サイドボックスに掲載し、NAIIS-NE Tメール及び通知メールで全議員にお知らせのうえ、情報共有させていただくこととした。

(別添資料11「正副議長が受領した要望書等の議会資料閲覧システムへの掲載について」参照)

#### (5) 本会議における質問方法(一問完結方式)

大項目ごとに質問を終了させる「一問完結方式」(別添資料12「本会議における質問方法について」参照)の試行運用を、第16回(平成30年12月)定例会から始めた。新任期においては、これまで延べ9人の議員が一問完結方式により質問を行っている。

令和2年5月の議会運営委員会において、本格実施について協議され、特に試行の間に大きな問題点が認められなかったことから、試行運用を改め、本格実施することとなった。

#### (6) 対面式質問席での発言について

令和2年5月の議会運営委員会において、委員から、対面式質問席での発言について、一般質問等や質疑の際だけではなく、討論を行う場合も対面式質問席で発言できるよう改めようかどうかの提案があり、協議の結果、提案のとおり取り扱うことにし、西宮市議会会議規則を改正することとなった。なお、会議規則の改正には議決を要するため、6月定例会中に議会運営委員会メンバー発議により、議員提出議案を上程していただくこととなっている。

#### (7) 毎定例会及び臨時会の開会前、閉会後の議員控室への挨拶回りについて

これまで、毎定例会及び臨時会の開会前、閉会後に市長ほか理事者並びに正副議長から議員控室へ御挨拶に回らせていただいていたが、第5回、第6回臨時会では、新型コロナウイルス感染症対策のためBCPを発動しているなどの事情を考慮し、市長とも御相談の上、挨拶を控えさせていただいた。

また、6月定例会以降についても、この際、同様に、開会前、閉会後の定例的な市長ほか理事者並びに正副議長からの挨拶回りは廃止する取り扱いとすることとした。

#### (8) 常勤の特別職の就任・退任挨拶について

常勤の特別職が新たに就任したとき及び退任するときは、本会議において挨拶を行うことが慣例となっていたが、当局から、第7回令和2年6月定例会では、議会でも3密対策に取り組みされていることに鑑み、省略させていただきたいと、また、あわせて今後についても、本会議での常勤特別職の就任、退任の挨拶を、この際、廃止したい旨の申し出があり、令和2年6月の議会運営委員会において、廃止する取り扱いとすることとした。

#### (9) 第7回令和2年6月定例会の運営方法について

6月定例会の運営方法について、3密を防ぐなど、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐという観点で、議員・理事者の出席を限定するのか、一般傍聴者の取り扱いをどうするのかなど、6月定例会に際してあらかじめ確認しておくことが必要と考えられる事項について協議を行い、別添資料13「6月定例会の運営方法について」のとおり取り扱うこととなりました。

なお、施策研究テーマのスケジュール、正副委員長説明会の実施、視察（管外・管内）の実施、他市からの行政視察の受け入れについては、議会役職の選挙選任後の新正副議長のもとで決定することとなっている。

## 11 その他

### (1) パソコン通訳

聴覚障害のある方が本会議や委員会を傍聴する際にパソコン通訳を許可してほしいとの要望が市民の声で寄せられ、議会運営委員会で協議を行い、平成28年12月定例会から試行運用（別添資料14「パソコン通訳（試行運用）について」参照）が行われている。

現時点での受け入れ実績としては、令和2年3月定例会中の健康福祉常任委員会の1件となっている。この事例では、障害福祉課を通じて通訳者2名を公用派遣してもらい、パソコン等の必要な機材についても派遣元で用意の上、机・椅子を別添資料15「配置図」のとおり配置し、通訳が行われたが、特に問題もなく傍聴していただけた。

議長においては、今後とも、パソコン通訳の相談があれば積極的に受け入れていただき、実績を積み重ねた上で検証を行っていただきたい。